

定 款

公益財団法人 関西みらい教育文化財団

(2020年4月改定)

公益財団法人関西みらい教育文化財団定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人関西みらい教育文化財団と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を大阪府大阪市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、大阪府下の学校教育活動に対して助成を行うことを通じて、学校教育活動の振興・向上、延いては地域の文化に貢献し、もって、児童・青少年の健全な育成に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条

- この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行なう。
 - 大阪府下の公立の小学校及び中学校の学校教育活動に対する助成
 - その他この法人の目的を達するために必要な事業
- 前項の事業については、大阪府において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(財産の種別)

第5条

- この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。
- 基本財産は、この法人の目的である事業を行なうために不可欠なものとして理事会で定めた財産とする。
- その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の維持及び処分)

第6条

- 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- やむを得ない理由により基本財産の一部を処分しようとするとき及び基

本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を受けなければならない。

(財産の管理及び運用)

第7条 この法人の財産の管理及び運用は、理事長が行うものとし、その方法は理事会の決議により定める。

(事業年度)

第8条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第9条

1. この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類等については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2. 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする

(事業報告及び決算)

第10条

1. この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

(6) 財産目録

2. 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類については、その内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3. 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧

に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第 11 条理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第 3 項第 4 号の書類に記載するものとする。

第4章 評議員

(評議員の定数)

第 12 条この法人に、評議員 5 名以上 8 名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第 13 条

1. 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 179 条から第 195 条までの規定に従い、評議員会において行う。
2. 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。
 - (1)各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の 3 分の 1 を超えないものであること。
 - イ 当該評議員及びその配偶者又は 3 親等内の親族
 - ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ハ 当該評議員の使用人
 - ニ ロ又はハに掲げるもの以外の者であつて、当該評議員から受ける金銭その他財産によって生計を維持しているもの
 - ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者
 - へ ロからニまでに掲げる者の 3 親等以内の親族であつて、これらの者と生計を一にするもの
 - (2)他の同一団体（公益法人を除く）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の 3 分の 1 を超えないものであること。

- イ 理事
- ロ 使用人
- ハ 当該他の同一団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者
- ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く）である者
 - ① 国の機関
 - ② 地方公共団体
 - ③ 独立行政法人通則法第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人
 - ④ 国立大学法人法第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人又は同条第 3 項に規定する大学共同利用機関法人
 - ⑤ 地方独立行政法人法第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人
 - ⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第 4 条第 15 号の規定を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

(評議員の任期)

第 14 条

1. 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
2. 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了するときまでとする。
3. 評議員は、第 12 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第 15 条

1. 評議員は無報酬とする。ただし、常勤評議員に対して、各年度の総額が 150 万円を超えない範囲内で評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。
2. 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払をすることがで

きる。この場合の支給の基準については、評議員の決議により別に定める。

第5章 評議員会

(構成)

第16条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第17条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給基準
- (4) 貸借対照表および損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第18条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3か月以内に1回開催するほか、必要がある場合に臨時評議員会を開催する。

(招集)

第19条

1. 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。
2. 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
3. 評議員会を招集するには、理事長は、評議員会の日の1週間前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面でその通知を発しなければならない。

(議長)

第20条 評議員会の議長は、当該評議員会において、出席評議員の中から選出する。

(決議)

第 21 条

1. 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
2. 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行われなければならない。
 - (1) 監事の解任
 - (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
 - (3) 定款の変更
 - (4) 基本財産の処分又は除外の承認
 - (5) その他法令で定められた事項
3. 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行われなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 25 条第 1 項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第 22 条 理事が、評議員会の目的である事項について提案をした場合において、その提案につき議決に加わることができる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の議決があったものとみなす。

(報告の省略)

第 23 条 理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことにつき、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第 24 条

1. 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
2. 議事録には、議長及びその会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人 2 人が、記名押印する。

第6章 役員

(役員を設置)

第 25 条

1. この法人に、次の役員を置く。
 - (1) 理事 5名以上8名以内
 - (2) 監事 2名以内
2. 理事のうち、1名を理事長とし、1名を常務理事とすることができる。
3. 前項の理事長をもって、一般社団法人および一般財団法人に関する（以下「一般社団法人・財団法人法」という。）上の代表理事とし、常務理事をもって同法第197条において準用する第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第 26 条

1. 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。
2. 理事長および常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
3. 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第 27 条

1. 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
2. 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
3. 理事長および常務理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 28 条

1. 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
2. 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第29条

1. 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない
2. 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
3. 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
4. 理事又は監事は、第25条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第30条 理事又は監事が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は、職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第31条

1. 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等も支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。
2. 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。この場合の支給の基準については、評議員会の決議により定める。

第7章 理事会

(構成)

第32条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第33条 理事会は、この定款に定めるもののほか次に掲げる職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定

- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び常務理事の選定及び解職

(種類及び開催)

第 34 条

1. 理事会は、定時理事会及び臨時理事会の 2 種類とする。
2. 定時理事会は、毎事業年度 2 回開催する。
3. 臨時理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 理事長が必要と認めた時。
 - (2) 理事長以外の理事から理事長に対し、理事会の目的である事項を記載した書面をもって理事会召集の請求があった時。
 - (3) 前号の請求があった日から 5 日以内にその請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の召集通知が発せられない場合に、その請求をした理事が召集した時。
 - (4) 一般社団・財団法人法第 197 条において準用する第 101 条第 2 項及び第 3 項に基づき、監事から理事長に召集の請求があった時、又は監事が召集をした時。

(招集)

第 35 条

1. 理事会は、理事長が招集する。
2. 理事長が欠けた時又は理事長に事故ある時は、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第 36 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長に事故ある時、又は欠けた時は、他の理事がこれに当たる。

(決議)

第 37 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第 38 条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案につき、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をした時（監事はその提案について異議

を述べた時を除く)は、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第 39 条

1. 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会へ報告することを要しない。
2. 前項の規定は、第 27 条第 3 項の規定による報告については適用しない。

(議事録)

第 40 条

1. 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
2. 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第8章 委員会

(選考委員会)

第 41 条

1. この法人には、第 4 条第 1 項第 1 号の事業の円滑な選考に供するため理事会の決議により、選考委員会を設置する。
2. 選考委員会の選考委員は、理事会において選任する。
3. 選考委員会の任務、構成及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める選考委員会規則によるものとする。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 42 条

1. この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。
2. 前項の規定は、この定款の第 3 条、第 4 条及び第 13 条についても適用する。

(解散)

第 43 条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取り消し等に伴う贈与)

第 44 条 この法人が、公益認定の取り消し処分を受けた場合、又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人である時を除く）には、評議員の決議を経て、公益目的取得財産に相当する額の財産を、当該公益認定の取り消しの日又は当該合併の日から 1 か月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

（残余財産の帰属）

第 45 条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 事務局

（事務局）

第 46 条

1. この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。
2. 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
3. 事務局長及び重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任命する。

第11章 公告の方法

（公告の方法）

第 47 条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第12章 補則

（委任）

第 48 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附則

1. この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
2. 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第 8 条の規定

にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3. この法人の最初の理事長は、池田博之、最初の常務理事は、森龍一とする。

附則

本定款は、公益財団法人きんき教育文化財団として、2014年4月1日より施行された。

本定款は、名称変更により、新名称を「公益財団法人関西みらい教育文化財団」とした為2020年4月定款の変更を行った。